

# 第4回（平成30年度第1回）奄美保健医療圏 地域医療構想調整会議

日時：平成30年11月7日（水）  
午後6時30分～午後8時30分  
場所：大島支庁4階 大会議室

## 会 次 第

- 1 開 会
- 2 奄美保健医療圏地域医療構想調整会議長あいさつ
- 3 報告  
平成29年度病床機能報告(確定数)について【資料1】
- 4 協議  
(1) 平成30年度地域医療介護総合確保基金事業補助金について【資料2】  
  
(2) 県立大島病院の「公的医療機関等2025プラン」の合意形成について  
【資料3・4】  
  
(3) 「協議の進め方」及び各医療機関の説明計画について【資料3・5】
- 5 その他
- 6 閉 会



第4回（平成30年度第1回）奄美保健医療圏地域医療構想調整会議出席者名簿

	所 属	職名	氏 名	備考
1	大島郡医師会	会長	向井 奉文	*議長
2	大島郡歯科医師会	会長	東 隆治	
3	鹿児島県奄美薬剤師会	会長	岡村 芳和	
4	鹿児島県看護協会大島地区	地区長	榊 愛香	
5	県立大島病院	院長	石神 純也	*副議長
6	大島郡医師会病院	院長	平瀬 吉成	(代理) 副院長 夏目由美子
7	名瀬徳洲会病院	院長	松浦 甲彰	
8	奄美中央病院	院長	福崎 雅彦	
9	宮上病院	院長	宮上 寛之	
10	稲医院	院長	稲 源一郎	
11	奄美市	市長	朝山 毅	(代理) 保健福祉部長 奥田 敏文
12	大和村	村長	伊集院 幼	(代理) 副村長 泉 有智
13	宇検村	村長	元田 信有	
14	瀬戸内町	町長	鎌田 愛人	(代理) 保健福祉課長 徳田義孝
15	龍郷町	町長	竹田 泰典	
16	喜界町	町長	川島 健勇	(代理) 保健福祉課長 吉行 進
17	徳之島町	町長	高岡 秀規	(代理) 健康増進課長 芝 幸喜
18	天城町	町長	大久 幸助	(代理) 保健福祉課長 碓本 順一
19	伊仙町	町長	大久保 明	(代理) 保健福祉課長 澤 佐和子
20	和泊町	町長	伊地知 実利	欠席
21	知名町	町長	今井 力夫	(代理) 総務課長補佐 成美 保昭
22	与論町	町長	山 元宗	
23	奄美医療圏 医療保険者	代表	井上 裕之	*奄美市国保年金課長
24	大島地区社会福祉協議会連絡協議会	会長	小倉 政浩	*奄美市社会福祉協議会長
25	大島支庁保健福祉環境部	部長	松岡 洋一郎	
26	徳之島事務所保健衛生環境課	課長	亀之園 明	



## 奄美保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号，以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき，医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うため，奄美保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について検討する。

- (1) 奄美医療圏における将来の病床数の必要量を達成するための方策
- (2) 奄美医療圏における地域医療構想の達成を推進するために必要な事項
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第3条 調整会議は，委員30人以内で組織する。

2 委員は，法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから大島支庁長が委嘱又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は，再任を妨げない。

### (議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き，委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は，会務を総理し，調整会議を代表する。
- 3 副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

### (調整会議)

第6条 調整会議は，大島支庁長が招集する。

- 2 調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は，調整会議の議事を整理する。

### (専門部会)

第7条 調整会議に，専門的な事項について調査研究するため，必要な専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は，議長がこれを招集する。
- 3 第4条，第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は，専門部会について準用する。この場合において，これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」と，「委員」とあるのは「部会員」と，「議長」とあるのは「部会長」と，「副議長」とあるのは「副部会長」とする。

とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 専門部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、大島支庁保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成28年12月26日から実施する。